

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

新型コロナウイルス感染症は、世界的な感染拡大が継続し、国内においても、多くの地域で感染者の発生が続いている。また、本県においても複数の感染者が確認されているところである。

感染拡大防止に向けた取り組みが全国的に展開される中、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の臨時休校、図書館などの公共施設の利用制限、各種行事・イベントの開催自粛など、その影響は、社会・経済活動の広範囲に及び、いわば国難とも言うべき事態となっている。

今後、国内での感染拡大や、経済への深刻な打撃、夏に控える東京2020オリンピック・パラリンピック開催への影響などが懸念され、県民の不安は非常に高まっている。

一日も早い事態の収束を実現し、県民の不安を解消するためには、県民への正確な情報提供はもとより、感染状況の正確な把握、検査機能の向上、医療提供体制の確保、医療機関や高齢者施設等での感染対策の徹底、マスクや消毒液等の物資供給体制の確保、一斉休校に伴う児童生徒の居場所確保や保護者等への支援、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業や小規模事業者の資金繰り等への支援など、取り組むべき課題は山積している。

よって県当局においては、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑えるべく、市町及び関係団体等との緊密な連携のもと、感染症対策に全力で取り組むとともに、迅速かつ万全の対応を国に対して働きかけるよう、強く求めるものである。

以上、決議する。

令和2年3月18日

静岡県議会